

2013年3月12日

亀岡市長 栗山 正隆 様

関西自然保護機構 会長 石井 実
大阪市東住吉区長居公園1-23
大阪自然史センター気付

亀岡市保津町上中島における専用競技場の建設に関し アユモドキをはじめとする淡水生物群集の保全への配慮の要請

平素よりアユモドキの保全活動をはじめとする市域の生物多様性の保全活動にご参画・ご協力に敬意を表します。私たち関西自然保護機構は自然環境保全に関する各分野の研究の進歩と自然環境の保護・保全のために努力することをめざし、近畿地方における自然保護の諸問題に対する有力なアドバイザー・ボディ（助言勧告機関）として、社会の要請にこたえることを企図している専門家集団です。

今般、新聞報道により、亀岡市が計画している大規模スポーツ施設（亀岡市ホームページ、2013年1月30日閲覧）が京都府により採択された、との報に接しました。

ご承知のように、当該地域は、国の天然記念物であり、種の保存法により「国内希少野生動植物種」に指定されているアユモドキの生息地です。さらに、同種は京都府「絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」の指定希少野生生物であり、当該地域では地域住民との協働による「アユモドキ保全回復事業」が実施されています。同種は過去には城北ワンドなど、淀川水系の多くの場所で確認されていましたが、近年はこれらのすべての生息地において絶滅し、亀岡市保津町地域が淀川水系唯一の同種の生息地となっています。この地域には付近の河川-用水路-水田が一体となった湿地生態系が維持されており、カワモズクなど多くの希少生物が生息する生物多様性の保全上重要なホットスポットになっています。

当該地域において、アユモドキをはじめとする淡水生物群集が将来にわたって健全に維持され、「京都が誇る自然との共生スタジアム」を実現し、市民や水や緑が真に共生できるものとなるためには、現在計画されている競技場周辺3.6haの環境共生ゾーンの設置等の保全策によって、アユモドキの地域個体群の保全が保証される必要があります。そのために、本会は以下のような配慮を要請します。

1. 生活域、産卵場所、水の流入や流出を含め、アユモドキの生息場所への影響を最大限回避した形でのスポーツ施設の用地計画における再検討・再検証を要請します。また、現在の保全対策では、当地域のアユモドキ個体群が保全されるという保証はないと思われませんが、共存が可能という現時点での判断根拠を示して下さい。

アユモドキの産卵条件は非常にデリケートな条件に左右されており、土木工事や営農の停止によって簡単に損なわれてしまいます。したがって、現在の生息域を保全することから検討すべきであると考えます。開発にともなう生物多様性への悪影響を代償生息場所の確保によって補うノー・ネットロスの考え方でも、まずは影響の回避から入るべきです。

2. 関係省庁との十分な連携・調整を要請します。

アユモドキは単に絶滅危惧種ではなく、文化財保護法や種の保存法、京都府条例などにより位置づけられた存在であり、文化財保護法では生息地の改変も許認可事項となっています。京都府や亀岡市をはじめとする関係機関の連携や調整は本種の保全にとって必須と考えています。

3. 専門家委員会の設置を要請します。

アユモドキをはじめとする淡水生物群集の保全のためにどのような配慮が必要か、専門家の意見を十分に反映して計画策定を行い、さらにモニタリングと順応的管理をしながら保全施策を推進するためにも、専門家委員会の設置を要請します。なお、関西自然保護機構としても協働する覚悟があることをお伝えします。